

2015 年度第 4 回保安調査において
保安規定違反区分「監視」と判断された項目の概要
(福島第二原子力発電所)

1. 福島第二原子力発電所における設計管理の不備

●概要

柏崎刈羽原子力発電所における平成 27 年度第 2 回保安検査にて保安規定違反(監視)と判定された「安全上重要な設備の改造工事における設計管理の不備について」の水平展開として、福島第二原子力発電所の設計活動に対して調査を行った結果、柏崎刈羽原子力発電所と同様に、当社マニュアル (NE-16 設計管理基本マニュアル) に基づく設計管理が適切に実施されていないことが確認された。

●保安規定の該当条項等

第 3 条 (品質保証計画)

7. 3 設計・開発

7. 3. 5 設計・開発の検証

7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認

●対応状況

本件は、柏崎刈羽原子力発電所と同様の不備であり要因も包含されていることから、2015 年 11 月 30 日報告の対策 (マニュアルの見直し、教育による理解度向上、設計活動に係る人材の育成強化、エキスパートによるレビューの実施) を行うことで、改善を図る。

以 上